

議案第29号

世田谷区犯罪被害者等支援等基金条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 犯罪被害者等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるよう、犯罪被害者等への支援及び地域社会における二次被害の防止に関する理解の促進等を行うための資金を確保するため、世田谷区犯罪被害者等支援等基金を設置する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区犯罪被害者等支援等基金条例

(設置の目的)

第1条 犯罪被害者等（世田谷区犯罪被害者等支援条例（令和7年3月世田谷区条例第 号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるよう、犯罪被害者等への支援及び地域社会における二次被害（同条第6号に規定する二次被害をいう。）の防止に関する理解の促進等を行うための資金を確保するため、世田谷区犯罪被害者等支援等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金等の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益及び管理に要する経費は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(一部処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な場合、その一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。